

# 商工連 みやざき 11

No.584

編集発行所／宮崎県商工会連合会  
〒880-0013宮崎市松橋2丁目4番31号  
県中小企業会館2F  
TEL (0985) 24-2055 FAX (0985) 25-0036  
URL <http://www.miya-shoko.or.jp>  
E-mail [webmaster@miya-shoko.or.jp](mailto:webmaster@miya-shoko.or.jp)

## 令和2年度 第1回商工会青年部長会 及びリーダー育成研修会開催!!

9月16日（水）に宮崎県トラック協会にて県青連第1回商工会青年部長会及びリーダー育成研修会を開催しました。

部長会では、災害マニュアルの策定内容について協議、また令和2年度の県青連親睦ゴルフ大会の開催要領やG Suite (Google社が提供するITツール) の活用方法等について説明を行いました。

その後、研修会に移り、第1部では中小企業診断士の中村諭氏が、「金融施策及び各種補助金等の活用方法について」をテーマに、コロナ禍において小規模事業者等が活用できる国・県等の各種施策について説明されました。第2部では、菓te-riの椎葉昌史氏（宮崎県商工会青年部連合会理事）が「SNSの活用方法について」をテーマに、自店で開発した菓子商品のPRに際してSNSやメディアを活用した事例等の紹介を行いました。

参加者からは、コロナ禍での国・県等の各種支援施策や、SNSやメディアを活用した販路拡大の手法等について知ることができ大変参考になったとの意見が多く寄せられました。



中村 諭 氏



椎葉 昌史 氏

## 60周年記念事業の紹介

この度、国富町商工会が商工会設立60周年の記念事業を実施しましたのでご紹介します。コロナ禍の中、感染症対策を講じながらの記念事業でした。

国富町商工会は本年をもちまして設立60周年・総代制50周年を迎えることができました。

これもひとえに会員の皆様をはじめ関係機関のご指導・ご支援の賜と心から感謝いたしております。本来ならば節目の年を迎えることから記念事業として、式典及び講演会、自衛隊音楽隊によるコンサート等を計画しておりましたが、県内での新型コロナウイルス感染拡大に伴い、記念事業実行委員会において大変残念ながら中止を決定しました。功労者への表彰については、被表彰者代表3名、正副会長、各部会長のみでの表彰式となりました。



令和2年9月14日(月)商工会館2階会議室



## 商工会青年部部員募集中!!

商工会青年部（宮崎県下35部、約600名が加入）は、経営の勉強会・講習会を通じた自身の資質向上、また地域振興事業として地域のイベント企画、運営に取り組むなど、地域商工業の総合的な発展や新しいまちづくりに取り組む団体です。

個人事業主・中小企業の経営者、またはその後継者等で45歳以下の方であれば男女を問わず、どなたでも加入いただけます。 「今より会社を大きくしたい・経営者としての悩みを打ち明ける仲間が欲しい・経営に役立つ補助制度を学びたい・地域に貢献したい」など加入動機は何でもOKです。最寄りの商工会までお気軽にご連絡ください。



青年部が企画・運営するイベントの様子



青年部主催の研修会の様子

### 1. 部員資格

商工会員である商工業者（法人の場合はその役員）またはその親族若しくはその後継者と認められる者であり、かつ、その会員の営む事業に従事する満45歳以下の青年（男女は問いません）。

### 2. 部費

各商工会青年部が定める額。

**青年部  
Information**



## 商工会女性部部員を募集しています！

現在、宮崎県下35の女性部、約1,100人、全国で約10万人の部員が、会員の研修活動をはじめ、広報及び意見活動、地域活動など様々な事業で活躍し、経営に関するノウハウを学びながら、部員同士の絆を深めています。

様々な事業を通して、地域振興発展に貢献するだけでなく、豊かなまちづくりの担い手となる商工会女性部で、明るく、楽しく、活動しませんか？ 皆様のご加入・ご参加を、心よりお待ちしております！



### 女性部への加入資格

- 商工会の会員（法人にあってはその役員）若しくはその配偶者
- 商工会の会員の親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事している女性

### 活動内容

#### 研修活動

- フラワーアレンジメント講習会
- 防災、減災研修 等

#### 地域活動

- 地域イベント出店協力
- 花いっぱい運動 等

#### 親睦活動

- ミニバーレーボール大会
- パークゴルフ大会 等

**女性部  
Information**

## 都農町商工会青年部

# 町制100周年記念事業新商品開発事業のご紹介

都農町商工会青年部は、この度、福岡県の宇美町商工会青年部と共同で、両町の町制100周年を記念したアイスクリーム「梅えーあいす」を開発しました。

両青年部は、以前から都農町発祥のサッカースポーツ「蹴-1GP」を通して交流があり、互いに町制100周年を迎える今年の完成を目指に、2年前から互いの地場産品をコラボさせた新商品開発事業に取り組んできました。

## 青年部活動としての新商品開発事業の意義

新商品開発を行うにあたり、当事業を商工会青年部事業として位置づけ、青年部内に新たに新商品開発実行委員会を立ち上げました。そして市場分析や商品コンセプトの決定、マーケティングなど、商品開発に係る各プロセスについて学ぶとともに、事業計画に沿って定期的に商品開発会議を行いながら事業を進め、青年部の定例会では部員に事業の進捗状況について報告を行いました。

このように商品開発事業を通して、商品を製造販売する上で重要な原価計算などのコスト意識やマーケティングなどについて学ぶことで自社の利益拡大や販路開拓に寄与する知識を身に着けること、また、地域の特産品を活用した商品を広くPRすることで特産品の普及に繋げることを目的に事業を行いました。

## 「露茜」と「ヤギミルク」のアイスづくり

ただ互いにコラボさせたい地場産品を使っての商品開発ではなく、市場ニーズを分析したうえで、市場に受け入れられる商品をお互いの地域ならではの特産品を使って作ることを意識しました。

初めは、お互いの特産品の中から市場ニーズの高い商品をコンセプトにコラボする素材選びから入り、都農町は梅とすももを掛け合わせた果肉が赤い新品種の梅「露茜」に決定しました。宇美町はヤギのミルクを使ったアイスと決まり、露茜をブレンドさせたヤギミルクのアイスづくりが本格的に始まりました。

その後は、配分量やミルク濃度、果肉の固さに至るまで、何度も試食を重ねながら新商品づくりを行いました。今年に入ってからは、コロナウイルスの影響により定期的に開催していた合同会議ができなくなり、Zoomを使った会議を行い、事業を進めてきました。

できあがったアイスは梅の爽やかさとミルクのほのかな甘みが絶妙にマッチしたやさしい味に仕上がりました。

商品パッケージは、赤い梅「露茜」とヤギがコラボしたキャラクターとお互いの青年部名、町制100周年記念商品であることを記載したデザインに決りました。

## 今後の販売戦略と青年部活動について

できたアイスはお互いの商工会地域で限定1,000個ずつの販売となっており、お互いの道の駅や各種イベント、ふるさと納税の返礼品として販売を行っています。

今後も宇美町商工会青年部とさらに交流を深め、お互いの町の活性化とお互いの商工会、青年部の発展のために積極的に青年部活動を展開していきます。



商品開発事業で完成した「梅えーあいす」  
1個 500円（税込み）



露茜の種とり作業を行う青年部員



ZOOMを使った商品開発会議の様子

## 「小規模事業者持続化補助金」活用事例紹介

### ～ネット販売機能導入に伴うホームページのリニューアル～

伊藤酒屋（新富町商工会）

#### 【企業概要】

当社は、1892年に宮崎県新富町で造り酒屋として開業し、127年間続く老舗の酒屋です。時代の流れとともに業態を変え、二代目より酒造りをやめ、酒の小売業に専念しています。

2003年、現在の五代目店主から顧客のニーズに合わせた酒販売専門店へと方向転換し、宮崎県こだわりの焼酎をメインに全国の清酒、国産ワインなどを取り扱っています。

#### ①補助事業に取り組んだきっかけ

新たに販売ツールを増やしたかったのはもちろんですが、こだわりの宮崎の焼酎を全国に発信したいという思いが一番強かったです。当店が取引している酒蔵さんのお酒の魅力を、全国の皆様に知ってもらいたいという思いから事業に取り組みました。

#### ②事業の内容・効果

当社の既存ホームページに新たにネット販売機能を導入し、全国の消費者を対象とした市場へと販路を拡大しました。

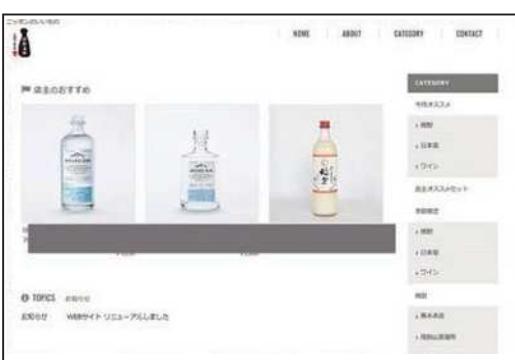
また、宣伝ツールとして主流となっているインスタグラムやTwitter、LINE@等のSNSと連携し、お客様を当社ホームページへ誘導することで、当社が取り扱っているお酒に興味のある方を効率的に購入へ繋げるシステムづくりを行いました。



お店



リニューアルしたHP



これまでネットで販売することができなかった商品も、今年からネット販売が可能となり、当店が取り扱う商品はほとんどが特約制度限定流通商品であるため、全国でも同じ商品でネット販売を行っている酒販売店は少なく、今後の売上増加が十分に見込めるようになりました。ネット販売機能を導入することで、より手軽に商品を注文することができ、消費者ニーズに合わせた購入方法へシフトできたことで、導入後の閲覧数は2倍以上に増加し、問い合わせ件数も10件程度増加しました。県外発送分の売り上げも徐々に伸びてきており、年間売上の増加を期待しています。

#### ③これからの目標

ホームページをリニューアルし、ネット販売も可能となったため、より一層ブランド価値の高いこだわりの商品やオリジナル商品の取り扱いにも力を入れるなど、独自の強みを活かすことで、他社との差別化を図っていきたいと思います。

#### 伊藤酒屋（新富町商工会）

所在地：宮崎県児湯郡新富町富田南1-52-2

代表：伊藤 美那子（いとう みなこ）

電話：0983-33-0059

URL：<http://ito-sake.com/>



店主 伊藤 寛人 様

お店で使うメンを祖父が朝からます。ぼくの両親はラーメン屋をしています。ぼくの両親が始めたお店で、宮崎県内に五つのお店があります。ぼくの両親は「萩の茶屋店」になります。萩の茶屋店では、ツツジやバラやひがん花が咲きます。一年中花が咲いて、ラーメンを食べながら花見もできるので、いいなと思います。

### 「ぼくの家族」



ます。両親と祖父母のようによくも将来は、ラーメン屋をしたいと思いません。だからぼくも、今でできる事を修行だと思います。だと思ってお手伝いをがんばりたいです。

作っています。手作りで自慢のメンです。全部のお店を作っているので、すごいなと思いました。そして父は、野球のコーチもしていて、休みの日には、練習や試合に来てくれます。野球になるときびしい時もあるけど、いろんな事を教えてくれます。

いつも一生けん命仕事をしている

**池田 恋叶くん**  
いけだ れんと  
(小林市立野尻小学校五年生)  
【野尻町商工会】



## 12月～1月 イベント・セミナーカレンダー

	日程	イベント名・セミナー名	会場	内容	主催者・問合せ先
12月	11月15日(日)～1月16日(土)	光輝くまちづくり事業(イルミネーション事業)	国富町役場及び六日町市街地広場ほか	県道宮崎須木線沿いの役場及び六日町市街地広場などをイルミネーションで装飾します。	国富町商工会(0985-75-2211) 国富町企画政策課(0985-75-3126)
	12月1日(火)～12月31日(木)	高城・山之口スタンプラリー抽選会	高城町・山之口町	高城町・山之口町内の加盟店にてお買い物をすると素敵な商品が当たります。加盟店にてスタンプを集めて抽選箱へ！！	高城町商工会(0986-58-2020) 山之口町商工会(0986-57-2016)
1月	12月13日(日)	はんきゅう軽トラ市	清武文化会館前	海産物・工芸品・竹細工・雑貨・手芸・コーヒー・みそ・醤油・たこ焼き等、様々な商品を見ながらお買い物をしていただいています。(午前9時～12時まで開催、雨天決行)	清武活性化委員会(0985-85-0173: 清武町商工会)
	1月10日(日)	はんきゅう軽トラ市	清武文化会館前	海産物・工芸品・竹細工・雑貨・手芸・コーヒー・みそ・醤油・たこ焼き等、様々な商品を見ながらお買い物をしていただいています。(午前9時～12時まで開催、雨天決行)	清武活性化委員会(0985-85-0173: 清武町商工会)

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止・延期となる場合がありますので、詳細は主催者・問合せ先にお尋ねください。

# 週10~20時間未満で働く障害者を雇用する事業主の皆様への給付金のご案内

特に短い時間であれば働くことができる障害者である労働者を雇用する事業主に対する支援として、新たに「特例給付金」が支給されることになりました。

## 1. 支給対象となる障害者(以下「対象障害者」という。)

次のいずれも満たす障害者

- 障害者手帳等を保持する障害者<sup>(注1)</sup>
- 1年を超えて雇用される障害者(見込みを含む)
- 週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者<sup>(注2)</sup>

## 2. 支給額<sup>(注3)</sup>

申請対象期間に雇用していた

### 対象障害者の人月(実人月数)

※週所定労働時間20時間以上の  
障害者<sup>(注5)</sup>の人月数が上限

単価  
〔週所定労働時間20時間以上の  
労働者<sup>(注4)</sup>の数に応じて〕

$$\times \quad \begin{cases} 7,000円 & \left[ \begin{array}{l} 100人超事業主の場合 \\ = 納付金申告義務あり \end{array} \right] \\ or \\ 5,000円 & \left[ \begin{array}{l} 100人以下事業主の場合 \\ = 納付金申告義務なし \end{array} \right] \end{cases} = \quad \text{支給額}$$

(注意) 申請対象期間中に週所定労働時間20時間以上の障害者を1人も雇用していない場合は特例給付金の支給対象とはなりません。

## 3. 申請から支給までの流れ

申請対象期間<sup>(注6)</sup>  
(対象障害者を雇用した期間)

毎年度1年間  
(4月から翌3月)

申請期間<sup>(注7)</sup>

100人超事業主：翌4月1日～5月15日  
100人以下事業主：翌4月1日～7月31日

支給<sup>(注3)</sup>

10月～12月

## 4. 申請書の提出先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)

## 5. 申請書の提出方法 「機構のHPから電子申請」<sup>(注8)</sup>又は「機構都道府県支部へ郵送又は持参」

機構都道府県支部の連絡先 JEED 支部 検索

注1) 「障害者手帳等を保持する障害者」とは、次の手帳等を保持する障害者です。

身体障害者	・身体障害者手帳 ・都道府県知事が指定する医師又は産業医による診断書・意見書
知的障害者	・療育手帳(都道府県により別の名称を用いる場合があります。) ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳

注2) 週所定労働時間が10時間以上20時間未満であっても、実労働時間が10時間未満であった障害者は対象障害者に含みません。  
週所定労働時間が20時間以上であったが、実労働時間が10時間以上20時間未満であった障害者は対象障害者に含みます(なお、当該障害者は障害者雇用納付金の申告申請において雇用障害者としてはカウントできません。)。

注3) 「100人超事業主において納付金の未納付がある事業主」「申請書に記載のあった障害者に対する適切な雇用管理の措置を欠いたことによる労働関係法令の違反により送検処分をされた事業主」には特例給付金を支給しません。

注4) 「週所定労働時間20時間以上の労働者」は1年を超えて雇用される(見込みを含む)労働者に限ります。そのうち、週所定労働時間が30時間以上の労働者は1人を1人として、同20時間以上30時間未満の労働者については1人を0.5人としてカウントします。  
月の初日(賃金締切日とすることも可)に在籍するこれらカウント後の労働者が100人を超える月が申請対象期間の1年間に5か月以上ある場合は「100人超事業主」(障害者雇用納付金の申告義務のある事業主)に、5か月未満の場合は「100人以下事業主」(障害者雇用納付金の申告義務のない事業主)に該当します。

注5) 「週所定労働時間20時間以上の障害者」とは「週所定労働時間20時間以上の労働者」のうちの障害者のことです。障害者としてのカウントは次のとおりです。

	週所定労働時間30時間以上	週所定労働時間20時間以上30時間未満
重度の身体・知的障害者	1人を2人としてカウント	1人を1人としてカウント
重度以外の身体・知的障害者・精神障害者	1人を1人としてカウント	1人を0.5人としてカウント(※)

※週所定労働時間20時間以上30時間未満の精神障害者において特例措置に該当する場合は1人を通常0.5人のところ1人とカウントします。

注意: 特例給付金の対象障害者は、重度の身体・知的障害者であっても実人数でカウントします。

注6) 申請対象期間の初年度は令和2年度(申請は令和3年度。ただし、令和2年度に事業を廃止等した場合は注7のとおり)となります。

注7) 申請期間経過後に申請しても支給できません。  
・100人超事業主においては納付金の申告と同時に申請することとなります。  
・100人以下事業主のうち報奨金を申請する事業主は当該申請と同時に申請することとなります。

・年度の中途に事業を廃止等した場合は、事業を廃止等した日から45日以内に申請してください。

注8) 令和2年度の中途に廃止等した場合、電子申請は利用できません。機構都道府県支部へ郵送又は持参により申請書をご提出ください。

※特例給付金のご案内HP

[https://www.jeed.go.jp/  
disability/tokureikyuu.html](https://www.jeed.go.jp/disability/tokureikyuu.html)



# 中小企業景況調査

令和2年  
7~9月期

対象企業数／県内10商工会 150企業  
有効回答数／136企業  
調査方法／商工会の経営指導員による面接調査

この調査は、商工会の経営改善普及事業の参考資料とするため、四半期毎に年4回実施しているものです。詳細な報告書は宮崎県商工会連合会のホームページに掲載しています。

## ○概況

今期の業況のDI(※1)は▲39.1ポイントで、前期(▲53.8)に比べて改善している。来期は▲38.7ポイントとほぼ横ばいでいる。

業種別では製造業、建設業、小売業、サービス業の全業種で全ての項目で改善という結果になった。次期の見通しは、小売業で採算の改善を見込むが、売上と資金繰りは当期より悪化。製造業、建設業、サービス業では売上、採算、資金繰りともに悪化を見込んでいる。

今回の調査では、緊急事態宣言の解除、県境を越えた往来の解禁などにより、前期からは回復しているが、来期以降は新型コロナウイルス感染症の再度の拡大の懸念から悪化を見込んでいるところである。

	今期実績(※2)	来期見通し(※2)	経営上の問題点
製造業	/ / / / ▲50.0	↗	1位：需要の停滞 2位：その他 3位：製品ニーズの変化、他2
	▲51.9	↘	
建設業	/ / / / ▲22.7	↗	1位：民間需要の停滞、 材料価格の上昇 2位：従業員の確保難、その他
	▲27.3	↘	
小売業	/ / / / ▲31.6	↗	1位：需要の停滞 2位：購買力の他地域への流出、 従業員の確保難
	▲28.9	↗	
サービス業	/ / / / ▲52.1	↗	1位：需要の停滞 2位：その他 3位：利用者ニーズの変化
	▲46.5	↗	
全業種	/ / / / ▲39.1	↗	製造業、建設業、小売業、サービス業の全てで「需要の停滞」が1位となった。前期は新型コロナウイルス感染症対策のため、政府による全国一斉の緊急事態宣言、県境を越えた往来の自粛により経済活動が縮小し、需要が急減した。本期は緊急事態宣言は解除され、定額給付金や持続化給付金等の施策の実施等により、需要の戻りが見られるところであるが、ウイズコロナ対策・対応のため、回復状況は鈍い。
		↗	
		↗	
		↗	

(※1) DIとは、売上額・採算・業況等について増加（上昇・好転）企業の割合から減少（低下・悪化）企業の割合を差し引いたものです。

(※2) 今期実績とは、今期と前年同期とを、来期見通しとは、今期と来期（見通し）とを、それぞれ比較したDIです。

198回

## 全国商工会 珠算検定

合格おめでとう!!

### 九級合格者

長友陽茉璃(南郷町)  
菊池長野松尾酒元戸蛇原  
煌星明(高千穂町)  
楓(南郷町)  
菱虎(南郷町)  
璃斗(南郷町)  
玲緒(南郷町)

### 八級合格者

松本松尾戸井宮川瀬田濱田  
泰堯彩吹葉月(南郷町)  
展子(南郷町)  
(南郷町)

### 七級合格者

姫之(高千穂町)  
知幸(南郷町)

### 六級合格者

川原田真子(南郷町)  
藤寺弥香子(高千穂町)  
柳田彩華(高千穂町)  
大翔(高千穂町)

### 五級合格者

李和眞(南郷町)  
米田工藤絢泉(高千穂町)  
川原田真子(南郷町)  
藤寺弥香子(高千穂町)  
柳田彩華(高千穂町)  
大翔(高千穂町)

### 四級合格者



# Go To Eat キャンペーン ひなた食事券 加盟店舗募集



## 登録条件

- 1 感染防止対策ガイドラインを遵守する飲食店であること**
- 2 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」または「喫茶店営業許可」を受けている飲食店であること**  
※カラオケボックス、デリバリー専門店、スナック(接待を伴うもの)などは対象となりません。
- 3 宮崎県内に店舗がある飲食店(県外に本社を構える飲食店も対象)**
- 4 風俗営業法第2条第4項に規定される接待飲食等営業を営む飲食店でないこと**
- 5 その他、加盟店舗登録申込書に記載されている誓約事項及び加盟店舗募集要項に規定する内容を遵守すること**

### 〈ひなた食事券の概要〉

●発行数: 1,000円券 × 13枚綴り × 16万セット ●使用期間: 令和2年11月2日(月)～令和3年2月28日(日)  
●県内全域で使用できます

### 〈申込方法〉

特設Webサイトの加盟店舗登録応募フォームでお申込みいただくか、加盟店舗登録申込書に必要事項を記入の上FAXもしくはスキャンデータをメールしてください。  
※応募フォーム以外でのお申込みの場合は登録手続完了に時間を要します。

特設Webサイト  
からのお申し込みは  
こちら→



- 1 申込**
- 2 登録証等の加盟店舗キットを受取(事務局より送付)**
- 3 特設Webサイトの加盟店舗情報の確認**
- 4 加盟店舗キット(ステッカー・ポスター等)掲示**
- 完了**

※登録手続き完了後、農林水産省より感染対策ポスター等が届きますので、こちらにつきましても掲示等をお願いいたします。

### 〈換金方法〉

食事券の換金は、県内のJAバンクを予定しています。  
換金可能なJAバンクについては、加盟店舗登録証を送付する際に御案内いたします。

お問い合わせ先

ひなた食事券  
加盟店舗登録事務局

TEL: 0985-29-6010

※平日9:30～17:30(土・日・祝日・12/28～1/3を除く)  
【FAX】0985-27-1124 【URL】<https://premium-gift.jp/gotoeatmiyazaki/>